

2017年12月4日 国会院内集会

非常勤講師問題での取り組み資料

早稲田大学

「早稲田問題」年表 2017年12月現在

首都圏大学非常勤講師組合・早稲田ユニオン

2013年	2月中旬	就業規則新設のための労働者過半数代表の選挙が行われたとされるが、非常勤講師が入構できない入試期間中に講師室に選挙通知が配布されるなど手続きの不備が疑われた。ネットポータルで周知したというが見たという講師は一人もいない。
	3月19日	第1回団体交渉（清水理事・副総長参加） 就業規則案にある「5年上限」「持ちコマ制限」の再考を求める（が、3月25日に強行する、との連絡）（早稲田の組合員数10数名）
	3月28日	5年上限阻止院内集会
	4月8日	松村比奈子委員長と佐藤昭夫早稲田大学名誉教授が労働基準法90条違反で早稲田大学理事全員を東京地検に刑事告発
	4月27日	組合主催の学内集会 約60名参加
	6月6日	第2回団体交渉
	6月21日	早稲田で働く非常勤講師15名が新宿労働基準監督署に刑事告訴
	7月10日	法学部クーリング問題告発記者会見
	7月22日	第3回団体交渉 4コマ上限は撤回、法学部クーリングが不適切と認める
	7月26日	日本語教員向け組合説明会
	7月27日	外国人教員向け組合説明会（組合員数80名）
	8月23日	第4回団体交渉
	9月21日	学内にて「早稲田ユニオン」結成臨時総会 100人以上参加（組合員102名）
	9月26日	第5回団体交渉
	10月29日	第6回団体交渉
	11月8日	学内にてJMIU、青年ユニオンと共催シンポジウム
	11月11日	日本私大連盟 改正労働契約法に関するシンポジウム 早稲田人事部——現職の非常勤講師には上限を付けないことを検討中と報告
	11月27日	都大教、関西圏大学非常勤講師組合との合同院内集会
	12月3日	第7回団体交渉（組合員数120名）

12月13日 改正「大学教員任期法」で一部の条件を満たした大学教員に「労契法」5年無期転換を10年とする例外が付けられる。非常勤講師は原則として10年たたないと無期転換しないという誤解が広まり、5年上限で解雇の動きが弱まる。実際は5年で無期転換が原則で、10年で無期転換は、例外として認められただけ。

	12月20日	東京地検から、告訴・告発された全員について不起訴処分
2014年	1月15日	早稲田理事会から清水敏常任理事が出席し解決に向けた事務折衝
	1月24日	第8回団体交渉
	2月10日	林克明『ブラック大学 早稲田』発行
	2月12日	東京都労働委員会第1回調査（日本語インストラクター問題）
	2月17日	日本語インストラクター問題記者会見
	3月12日	東京地検の不起訴処分に対し、佐藤昭夫名誉教授と首都圏大学非常勤講師組合委員長松村、早稲田ユニオンの大野が鎌田総長以下理事17名を東京第4検察審査会に審査申立。
	3月14日	早稲田当局2013年3月31日以前に採用された現職の非常勤講師には上限を付けないと言う提案
	3月20日	商学部チュートリアル英語移行に伴うコマ減問題記者会見
	3月31日	都労委第2回調査
	4月23日	第9回団体交渉
	5月16日	商学部コマ減裁判第1回口頭弁論（原告は2名の外国人講師）
	5月19日	都労委第3回調査
	6月27日	商学部コマ減裁判第2回口頭弁論／学内で早稲田ユニオン主催シンポジウム「大学における貧困の拡大」 300名以上参加
	7月14日	都労委第4回調査
	7月15日	シンポジウム「大学における貧困」パネラー：宇都宮健児、岡山茂、林克明、大内裕和
	7月17日	第10回団体交渉
	8月28日	第11回団体交渉／ソリューション団交
	9月5日	商学部コマ減裁判第3回口頭弁論
	9月10日	都労委第5回調査
	9月16日	ソリューション団交／ソリューション問題で厚生労働省記者クラブにて記者会見

9月25日 ソリューション団交

10月1日 第四検察審査会から、鎌田総長と清水人事担当理事について「不起訴不当」との議決

10月15日 商学部コマ減裁判弁論準備 原告の一人の口頭陳述／早稲田ユニオン会合

10月17日 ソリューション団交

10月22日 鎌田総長と清水理事を「労働基準法第3条違反」（就業規則に日本人と外国人の給与差を定めた国籍差別条項あり）および「労働基準法第89条・90条違反」（日本語インストラクター規定は「就業規則」としての制定手続きに不備あり（過半数代表選挙もなく、労基署にも未届け））で新宿労働基準監督署に告訴・告発、その後、厚生労働省記者クラブにて記者会見。なお労基署との数度にわたる折衝・書き直しの後、告訴・告発の最終的受理は2015年5月15日。

10月28日 早稲田都労委で当局から被申立人和解条項案。2014年3月31日以前から勤務している非常勤講師には上限を付けないと言う提案。10コマ以上担当していた非常勤講師は当分の間10コマまで認めることに。

11月4日 労働局にソリューションインストラクターの直用申入れ／第12回団体交渉

11月14日 ソリューション都労委

11月19日 有期雇用職員就業規則について告訴・告発／商学部コマ減裁判弁論準備
12月予定の就業規則改正をめぐる過半数代表選をめぐり専任教職員組合と懇談会。事後にこの就業規則改正が2013年12月に改正された「研究開発力強化法」「大学教員任期法」にもとづき2014年4月以降採用の非常勤講師に10年の上限をつける等重大な案件が含まれており、専任教職員組合には11月にその旨の説明があったことが判明。専任教職員組合の欺瞞的な態度が鮮明に。

12月2日 第13回団体交渉

12月5日 ソリューション団交

12月19日 「早稲田大学提示の包括的和解案に対する対案」

12月24日 文学学院2名のコマ減について申し入れ

12月24日 東京地検、検察審査会の「不起訴不当」にもかかわらず、鎌田総長と清水理事を再度不起訴処分とする。

2015年 1月8日 商学部コマ減裁判弁論準備

1月14日 第14回団体交渉（12月26日の件について）

1月23日 ソリューション都労委

1月28日 専任教職員組合と、「過半数代表選挙」をめぐる懇談会。「研究

開発力強化法」「大学教員任期法」の一部改正への対応とそれに伴う関連規程の改正案」を含む「就業規則」の改正について、非常勤講師組合は早稲田理事会から全くの説明を受けていないことを主張。専任教職員組合（高橋委員長・井戸書記長）との溝深まる。

2月23日 第15回団体交渉

2月24日 商学部コマ減裁判弁論準備

3月9日 早稲田都労委

3月10日 第16回団体交渉(日本語教育センター問題)

3月16日 非常勤講師組合の反対にも関わらず専任教職員組合早稲田理事会の求めに応じ、「研究開発力強化法」「大学教員任期法」の一部改正への対応とそれに伴う関連規程」を含む「就業規則」改正案に意見書提出

3月19日 ソリューション都労委

3月20日 ソリューション団交

3月下旬 チュートリアル裁判

3月27日 ソリューションのチューター解雇について三田労基署に告発

3月29日 首都圏非常勤講師組合、早稲田ユニオンに年一回教室使用を認めるとの早稲田理事会との合意によりの早稲田大学15号館201教室で「定期総会」

4月22日 商学部チュートリアル裁判
早稲田から「包括的和解案への組合側対案」について回答

4月27日 第16回団交

4月30日 2014年4月以降採用の非常勤、日本語インストラクターについて「大学教員任期法」を適用して10年任期とするが、それは、組合が行っている労働委員

会、労基署への救済申立、告訴・告発を全て取り下げた場合で、それまではに5年上限も生きており、日本語インストラクターに対し早稲田が行っている半年ごとの雇い止めも継続するとの恫喝に近い内容。

- 5月15日 早稲田大学、鎌田総長、島田副総長、清水前常任理事を労働基準法3条違反(国籍による待遇差別)および労働基準法89条違反(「日本語インストラクター就業規定」(内規)の労基署への未提出)で大野、松村、中川(東京弁護士事務所)が新宿労基署に告訴・告発。正式に受理。
- 5月22日 早稲田都労委、ソリューション都労委
- 6月1日 早稲田理事会は非常勤講師組合から告訴・告発を受けた89条違反を免れることを目的とし「日本語教育センター就業規定」(内規)を「5年上限」を含む内容を変更せず、また就業規定としての要件を満たさぬ現状のまま労基署に提出するため「過半数代表選挙」公示。専任教職員組合は非常勤講師が「日本語非常勤インストラクターの利益を代表」している事実を無視して一方的に立候補者を立てる意志を表明。首都圏大学非常勤講師組合は専任教職員組合推薦の候補に対して対立候補を立てる。
- 6月2日 早稲田理事会から「組合側対案」に対し「追加回答」
1. 外国人講師給を廃止し「一般講師給」に統合。旧外国人講師給支給者には「調整給」を支払う。
 2. 組合側の2013年度比10%賃金値上げを拒否。2016年2%賃上げを提案。
- 6月10日 早稲田チュートリアル裁判(弁論準備)
- 6月11日 第17回団体交渉。島田常任理事・副総長初めて参加。早稲田側譲歩案。
1. 半年契約が中断してもクーリングをしないことを検討。
 2. 非常勤講師も大学教員任期法の対象になるとして、2014年4月1日以降に勤務を始めたものは、5年ではなく10年へ契約上限変更を検討。
 3. 日本語非常勤インストラクターの契約年限も5年上限から10年上限変更を検討。

4. 不利益変更のない形での外国人講師給の廃止を提案。(労基法3条違反対策)

- 6月14日 過半数代表選挙投票。
- 6月15日 過半数代選挙開票 組合の片山候補143票で大善戦(投票総数731)
- 7月2日 早稲田都労委
- 7月15日 組合から早稲田理事会に「最終和解案」送付
1. 従来から勤める日本語インストラクターの雇用上限廃止。新規採用のみ10年上限とする。雇い止めになった全員の雇用復帰を認める。
 2. 半年以下でも通年契約とクーリング・オフの対処となる雇用中断期間をおかない。
 3. 商学部コマ減について全員に補償する。
 4. 雇用保険・社会保険を認める。
 5. 付帯業務手当の支給。福利厚生や年次有給休暇等の差別解消。
 6. 健康診断の実施。
 7. 専任との格差の是正(諸手当、賞与、退職金の支給)
 8. 10%の賃上げと、不利益変更のない出校手当の繰り入れ。
 9. 外国人と日本人との国籍差別を理由に下待遇差別解消。
 10. 不開講手当を労基法26条通り60%に。
 11. 組合間差別をやめ非常勤講師組合にも事務所の供与を。
 12. 早稲田アカデミックソリューションを使つての事業外注の廃止。等々。
- 7月15日 早稲田商学部チュートリアル裁判
- 7月16日 ソリューション都労委
- 8月24日 早稲田商学部チュートリアル裁判
- 8月27日 新宿労基署へ申し入れ(ソリューション問題)

9月2日 第18回早稲田団交

1. 外国人講師でありながら、「甲種一般校支給」（日本人講師給）を支払われている者がいることが新たに発覚、その実態調査を要求。
2. 2013年の「雇用通知書」で外国人に対しても6000円の「出校手当」を支払うことを通知しながら、その後も支払われていないことを指摘。
3. 7月12日付の「最新解決案」に沿った解決を強く求める。

早稲田側はいずれも拒否ないし回答保留。

9月15日 都労委（ソリューション問題）

10月2日 第一次「包括和解条項案」日本語インストラクターについて雇用上限廃止、70歳定年までの雇用を初めて提案。

10月6日 商学部チュートリアル裁判

10月20日 新宿労基署に労基法3条違反（国籍による差別）で1名が追加告訴。受理。

10月22日 予備折衝

1. 日本語インストラクターについて雇用上限廃止提案を確認。
2. 2014年4月以降採用の非常勤講師に「任期法」により10年上限を付けるという大学の主張に組合側異議。
3. 付属高校の2014年4月以降採用者には「任期法」を適用せず5年上限を付けるという提案に組合側異議。

10月28日 第19回団体交渉

10月22日の予備折衝より一歩進んだ解決案が提案。

10月31日 第二次「包括的和解条項案」。大学理事会、2014年4月以降採用の非常勤について「任期法の適用を前提にした」という記述を削除。全面的に組合の主張に譲歩。

11月18日 都労委で和解協定成立（組合員数150名）

11月20日 新宿労基署に労働基準法89条違反（労基署に日本語インストラクター就業規定（内規）の届出なし）の告訴・告発の取下書を提出。

12月28日 賃金問題を中心に事務折衝。

1. 10%賃上げによる出校手当繰り入れ。
2. 国籍による賃金差別廃止。
3. 外国人でありながら「日本人講師給」を支給されている者の救済措置等幅広く議論。

2016年 1月3日 早稲田理事会より和解をうけて非常勤講師・日本人インストラクターを対象とするA区分について2014年4月の合意通り非常勤講師組合より早稲田、西早稲田、戸山三箇所、過半数代表立候補者を出すよう依頼。

1月21日 過半数代表投票。非常勤講師組合からの立候補者3名がいずれも信任される。

1月29日 第20回団体交渉。12月28日の事務折衝を経て、大幅な譲歩が期待されたが、島田陽一副総長は事実上のゼロ回答。特に外国人でありながら「日本人講師給」を支給されている外国人の救済を拒否。

2月4日 「緊急申入書」

1. 2013年の「非常勤講師就業規則」で「外国人講師」には「外（国）人講師給」を支給すること明記されていることを指摘。修業規則に書かれている労働条件より低い待遇で雇用することは例え「個別同意があっても無効」
2. 7月の「最終解決案」における賃金要求を全て認めない限り告訴・告発は継続し、不払い賃金の支払いを求めた民事訴訟、さらに労契法20条（有期と無期の待遇差別禁止）での民事訴訟や日弁連への救済申立等あらゆる手段で対抗することを宣言。

2月19日 2月4日の「緊急申入書」を元に主として賃金問題についてお互いに可能な最大限の譲歩ラインを確認。

3月2日 第21回団体交渉。

1. 外国人講師の有資格者に「調整給」を支払う救済策。
2. 2018年までに組合要求通り10%賃上げ、出校手当を1コマ3000円の割合で本給に繰り入れる。
3. 旧外国人講師給と一般講師給（日本人、新規採用の外国人）との差を可能な限り早い時期に解消すべく「努力」することを表明
4. 組合側は労基法3条違反での告訴・告発を取下げ、緊急申入書で予告した民事裁判等は断念し、未払い賃金の過去に遡った請求を断念することを約束。

3月9日 早稲田より過半数代表者に「日本語インストラクター規定、給与規定」「非常勤講師規定」改正に伴う意見聴取依頼。

3月28日 早稲田大学と首都圏大学非常勤講師組合・早稲田ユニオンとの間で和解「合意書」の調印。同日新宿労基署に労働基準法3条に関する告訴・告発を取下げ。

4月6日 厚生労働省記者会見「早稲田大学でさらに和解が進展」

4月30日 早稲田ユニオン臨時総会＝シンポジウム「戦争と学生—経済徴兵制をぶっ潰せ！」（パネラー：白井聡、布施祐仁、マニユエル・ヤン、高橋若木、栗原康、雨宮処凛、入江公康）

5月23日 日本語非常勤講師問題「事務折衝」（待遇・働き方問題）

6月15日 早稲田大学、関連会社の早稲田大学アカデミックソリューション（WAS）におけるパワハラ問題・不当解雇問題・偽装請負問題での団交拒否解答。

7月16日 早稲田大学、WAS問題で再度団交拒否回答。

8月2日 早稲田大学第22回団交、非常勤インストラクターの処遇改善問題。労基署から就業規定の問題を指摘され改正を行う意志提示。WASに関しては改めて団交議題とすることを拒否。

11月16日 政経学部で雇い止め問題、専任教員不正採用問題発覚、団交申入。

11月25日 日本語非常勤インストラクター就業規定改定等をめぐる早稲田大学過半数代表選挙。非常勤講師組合より3人立候補・信任。

～12月1日

11月29日 早稲田大学事務折衝、日本語非常勤インストラクター待遇改善、雇い止めされたインストラクターの再雇用問題等、就業規定改正前の事前の労使折衝。

12月26日 早稲田大学第23回団交、政経学部雇い止め問題、早稲田エクステンションセンター（一般向け教養講座）の不利益変更問題、日本語非常勤インストラクターの待遇改善問題（任期付講師への一本化、17、18年度でそれぞれ15.5%賃上げ。付帯業務手当支給他）

2017年 1月8日 早稲田大学名誉教授で、組合顧問佐藤昭夫先生逝去（通夜・葬儀14日、15日）

1月31日 WAS団交。和解合意を無視したパワハラ継続・パワハラ解雇。

2月6日 講師給規定、日本語非常勤インストラクター就業規定（案）。待遇改善確定。非常勤講師一コマあたり、33800円～36110円（1ヶ月）、日本語インストラクター：1コマ5520～7710（1回）付帯業務手合1時間当たり3680～5040円。

2月17日 早稲田大学に政経学部雇い止め問題で再度団交申入書。

2月27日 早稲田人事部より政経学部雇い止め問題で譲歩案。原則合意。

3月15日 WAS団交。和解合意を無視したパワハラ継続・パワハラ解雇。WASが学部卒のチューター（早稲田側が団交で、早稲田の仕様書に従って「定型的・補助的な作業をするのみで、従って、偽装請負にはあたらない」と回答していた）に「大学上級英語」教員に転用していることが発覚。

3月16日 WASに再度申入。

早稲田ユニオン、早稲田大学に全面勝利?!

大野英士

首都圏大学非常勤講師組合副委員長・早稲田ユニオン代表

過半数代表選挙の不備

早稲田大学が二〇一二年八月の改定「労働契約法」を受けて非常勤講師の更新任期を五年とし、担当コマを四コマに制限する非常勤講師就業規則（早稲田内部では「規定」と称する）を制定する意向を示したのは二〇一三年三月九日の首都圏大学非常勤講師組合との団交においてだった。しかもその時点では、就業規則を労基署に届け出る意見書を書く「過半数代表」を決める選挙は二月二十八日に終了しているというのだ。大学側は二月中旬、非常勤のメールボックスに選挙の公示文書を入れたと主張したが、その期間は春休み・入試期間で非常勤講師は大学に出校しておらず、立候補者は予め調整された専任教員組合の関係者ばかり。実際、非常勤講師で過半数代表選挙の公示文書を見たと言った人間は誰もいなかった。団交において労働法の専門家でもある清水敏早稲田大学常任理事（当時）は、「皆様もご承知のように、過半数代表選挙を法律どおり実施しようとしてもそれはできません」と今回のやり方が労基法九〇条に違

反していることを公然と認めて開き直った。大学は「すべての手続きが（労契法が施行される）四月一日以前に終了している必要がある」（同じく労働法学者で島田陽一早稲田大学理事（当時）の「ジュリスト」二〇一二年二月号での発言）との認識から、労契法一八条、一九条、二〇条すべての項目を脱法するため念に対策を練り、この期日に間に合わせるために拙速に就業規則改正に踏み切った。このため過半数代表選挙を非常勤講師が出講していない二月に違法を承知で実施したのだ。早稲田の横暴が通れば、労契法を無視し非常勤を五年で雇い止める動きは全国に広がるだろう。非常勤組合は全勢力を早稲田に注入することを決定し、ここに、四年に及ぶ早稲田大学と非常勤講師組合との苛烈を極める紛争の火蓋が切られた。

労基法違反での「告発」

団交に組合側の顧問として参加していた佐藤昭夫早稲田大学名誉教授（労働法）と松村比奈子非常勤講師組合委員長は、四月八日に鎌田薫総長以下、理事全員を労基法九〇条違反で東京

地方検察局に「告発」、さらに六月二十一日に早稲田で働く一五名が新宿労基署に「告訴」した。組合は引き続き「団交」で「五年上限」「四コマ制限」撤廃を求めると共に、早稲田での組合員が一〇〇名を突破した時点で早稲田に新たな「分会」を組織することを目標に、数千枚のビラを数回にわたって全学に配布、組合加入を求める学内集会を頻繁に開催した。こうしたなかで、七月に至り、法学部で、「クーリング・オフ期間」（六ヶ月の休業期間を設けて「無期転換権」への期待権を消滅させる措置）をどの時期に設けるか、非常勤講師に希望を取るアンケートを行なう事案が発生する。これは明らかに厚労省の通達にある「労契法の脱法」に相当するため、組合は七月一日、厚労省記者クラブで記者会見を行ない、早稲田の姿勢を批判した。早稲田大学は、この間、団交には理事不在のまま経営法曹の弁護士を代理人として立て徹底抗戦の構えを見せていたが、この脱法クーリングを「不適切」と認めクーリングによる「無期転換阻止」を諦め、労契法二〇条（無期と有期の不合理な労働条件の禁止）脱法目的のため導入予定だった「四コマ」制限を当面「緩和」する意向を示した。ここに早稲田側の失態を見逃さず、敵失を最大限に生かす今回の闘争の公式が確立したことになる。

「早稲田ユニオン」の結成と闘いの展開

早稲田大学の組合員は夏休み中も増え続け、目標の一〇〇人を突破、九月二日、早稲田大

- 3月21日 講師給規定、日本語非常勤インストラクター規定に意見書、4月1日改正。
- 4月24日 WAS 団交。条件折り合わず物別れ。引き続き電話等による交渉続く。
- 5月17日 政経学部雇い止め問題、早稲田側雇い止めを撤回表明。
- 6月8日 WAS と不十分ながら和解協定書締結。協定の秘密保持条項のため詳細は明かせないが、全ての局面における早稲田闘争の組合側勝利確定。
- 8月4日 2016年4月16日に行われた非常勤講師組合主催のシンポジウムにもとづく、岩波ブックレット『戦争と学生 経済的徴兵をぶっ潰せ!』刊行。
- 10月20日 早稲田大学、非常勤講師就業規定、インストラクター就業規則改正（案）。交渉の経緯を踏まえ特段の問題なく組合として了承。
- 11月15日 早稲田大学事務折衝。早稲田側「無期労働契約申込書」の様式を提示、事務的手続きでの「無期転換申込」を認める。また非常勤講師に専任同様のICカードの「教職員証」（従来は紙）配布を通知。現在早稲田ユニオン 160人超。

【参考】2015年6月過半数代表選挙非常勤講師組合候補推薦者・団体

宇都宮健児（弁護士、前都知事選候補者）、雨宮処凛（作家・活動家）、山本太郎（「生活の党と山本太郎と仲間達」参議院議員）、想田和弘（ドキュメンタリー映画作家）
 斎藤貴男（ジャーナリスト）、中川勝之（東京法律事務所弁護士、早稲田大学商学部非常勤講師コマ減撤回裁判原告代理人）、青龍美和子（東京法律事務所弁護士、日本語インストラクター問題日弁連人権救済申立起案者、早稲田大学出身）、室井真人（東北非常勤講師組合執行委員長）、新城知子（大学等非常勤講師ユニオン沖縄委員長）、梶涼子・布施えり子・田野新一（フリーター全般労働組合共同代表）、佐藤昭夫（早稲田大学名誉教授・弁護士、早稲田ユニオン顧問）、岡山茂（早稲田大学政経学部教授・専任教員組合前委員長）
 関西圏大学非常勤講師組合、東海圏大学非常勤講師組合、全国一般労働組合東京南部労働組合法人全国大学人ユニオン、河合塾ユニオン、アレゼール日本（高等教育と研究の現在を考える会）

学文学術院三六号館五八一号室にて「早稲田ユニオン」の結成総会が行なわれた。

しかし闘争は簡単には終わらなかつた。闘争の過程で早稲田大学の暗部が次々に明るみにで、組合はそれらも含めた対応を迫られたからだ。

闘争は主として、

① 非常勤講師の五年上限、コマ数制限問題

(四コマ制限は緩和されたが、非常勤講師の中には一〇コマを越えるコマを担当している者があり、コマ数制限は生活破壊に繋がる)。

② 商学部外国人非常勤講師の授業が、早稲田大学が設立した「偽装請負」機関である(株)早稲田大学アカデミック・ソリューションのチュートリアル・イングリッシュに置き換えられ、コマが減らされた。

③ 日本語教育センターのインストラクターが労基署への届出のない「内規」に過ぎない「就業規定」(二〇〇九年制定)により雇用更新五年上限を課せられ、実際に二〇一四年より半年ごとに雇止めが始まった。

④ 日本人非常勤講師と外国人非常勤講師との間に二重の賃金体系が存在し、国籍による賃金差別(労基法三条違反)が行なわれている。などをめぐって展開することになった。闘争を通じて、団交は二〇回を越え、非常勤講師問題および日本語インストラクター問題については、不誠実団交で東京都労働委員会に救済申立て、商学部非常勤講師コマ減問題では、東京労働局に告発するとともに、東京法律事務所の中川勝之、青龍美和子弁護士との協力を得て、東京地裁に民事提訴を行なうなど、ありとあらゆる手段を用いた闘いが展開された。

闘争に転機が訪れたのは、二〇一四年一〇月一日。鎌田総長以下の告訴・告発は前年二〇一三年一二月、東京検察庁によりいったんは不起訴となっていたが、佐藤名誉教授の進言により、東京検察審査会に審査を申し立て、審査会が「不起訴不当」の議決を下したのだ。また、これより前、二〇一四年二月に林克明氏の「ブラック大学早稲田」が刊行され、早稲田問題は全国に知れわたった。

これに勢いを得て、組合員が、鎌田総長らを「労基法三条(国籍による給与差別)、八九条・九〇条(日本語インストラクター就業規定の労基署未届け)で告訴・告発、新宿労基署は二〇一五年五月に至りこれを正式に受理、早稲田側は総長が刑事被告となる危機に見舞われた。早稲田側は大学経営者側の団体である私大連盟、私大連合などを通じて、政界に働きかけ「研究開発力強化法」「大学教員任期法」を議員立法で通すなど抵抗を続けたが、労政審を経た閣法である労基法の効力を無効化するには至らず、抗戦もここまで。

二〇一五年六月二日、清水理事に替わった島田陽一常任理事・副総長のもと、早稲田側は、全面的に敗北を認め、①五年上限を撤廃し、当面一〇コマまでの担当を認める。②商学部のコマ減については金銭解決に応じる。③日本語インストラクターの五年上限を取りやめ、七〇歳定年とし、雇止めされたインストラクターも再雇用する。④講師給を二割賃上げし、日本語インストラクターについても大幅な待遇改善に応じるという和解案を提示してきた。二〇一五年一月一八日に東京都労働委員会の立会いのも

とて大学側との合意文書の調印が行なわれたが、すべての問題が解決に至ったのは二〇一七年の五月。ほぼ四年にわたる長期の闘争だった。結果は、もちろん、組合側の全面的な勝利である。

東京大学教職員組合との連携

早稲田闘争勝利により、それまで形勢をうかがっていた他の私大も次々に五年上限を取りやめ、雇止めの流れは止まった。現在組合は、東大をはじめとする国立大学の「職員」も含めて無期転換の妨害を阻止する課題に取り組んでいる。組合は東大の正規組合である東職(東京大学教職員組合)と連携して「東大ルール」という内規が「国法」に優越するという東大側の無茶苦茶な論理の矛盾を突き、ここでも圧倒的な攻勢に立っている。

今回の闘争の勝因は、①なにより組合員の拡大(現在早稲田ユニオン一六〇名、組合全体では六〇〇名)に成功したこと、②相手の敵失を見逃さず機敏な対応を行なったこと、③もともと弱い立場の組合員の利益を最優先したこと、④様々なシンポジウムを開催するなど「社会運動」的広がりをもつ運動として組織したことなどが挙げられる。

日本の労働法はまだ生きています。ただ欠けているのは、経営側に真つ向から勝負を挑む真に戦闘的な「組合」なのだ。

最後に非常勤組合に惜しみない助力を与えて下さりながら、今年一月に逝去された早稲田の良心、佐藤昭夫先生に心から哀悼の意を捧げた。

(おおの ひでし)